

第5回年金記録問題に関する特別委員会
平成 25 年 7 月 24 日

資料 3

厚生年金基金との記録突合について

平成 25 年 7 月 24 日
厚生労働省年金局
日本年金機構記録問題対策部

I 基金との突合作業の状況等

1 記録問題工程表における平成25年度の目標

- 第1次審査について、早急に処理を進めるとともに、第2次審査について、25年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年度中を目途に必要な記録訂正を進める。

[備考1]厚生年金基金等からの審査の申出の促進

- ・ 厚生年金基金等からの第2次審査申出については、厚生労働省の指導等により、
 - ①24年11月末までに基金等へ第一次審査の結果を回答したものは、極力25年3月末までを目途に、
 - ②24年12月以降基金等へ第一次審査の結果を回答したものは、極力受付後4か月以内を目途に、厚生年金基金等から審査申出が行われるよう申出を促進する。
 - ・ なお、25年10月末までに申出のないものは、第1次審査の結果をもって審査結果を確定する。
- [備考2]国と基金のいずれかに突き合わせる記録がない事案
- ・ 突き合わせる記録が見つからない原因を除去するための処理及び原因が判明したものの審査を引き続き進める。

2 作業の状況

- 第1次審査は、ほぼ終了し、残るもの（提出期限の昨年10月末以降に基金から審査依頼が提出されたもの）についても本年6月末までに回答をほぼ完了。第2次審査は、今後、審査依頼が基金等から提出されるものと見込まれる。

(1) 第一次審査（25年5月末時点）

受付件数	第1次審査終了	第1次審査未了
4,570,800	4,562,396 (99%)	8,404

(2) 第二次審査（25年5月末時点）

受付件数	第2次審査終了	第2次審査未了
89,419	38,726 (43%)	50,693

(参考) 24年度における基金からの一次審査受付件数の推移

24年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受付件数	71,484	15,575	23,918	56,602	58,875	118,424	415,706	61,953	124,340	12,454	23	0

3 課題

(1) 基金からの第二次審査提出促進

- 厚生労働省の基金等に対する通知では、「平成24年11月末までに機構から1次調査依頼の回答があったものは極力平成25年3月末までを目途に、平成24年12月以降に機構から1次調査依頼の回答があったものは回答受付後極力4ヶ月以内を目途に、2次調査依頼を機構へ提出すること」とされている(平成24年12月28日年企発1228第1号 年金局企業年金国民年金基金課長通知)。
- 二次審査の提出期限は25年10月末であるので、昨年10月末の一次審査の提出期限と同様、〆切直前に提出が集中しないよう、早期に提出するよう改めて厚生労働省から基金を指導。(平成25年6月12日年企発0612第25号 年金局企業年金国民年金基金課長通知)

(2) 突き合わせる記録が見つかっていない記録への対応

- 国の保有する記録と企業年金連合会が保有する基金加入員記録で、突き合わせる記録が見つかっていないもの(国記録あり・連合会記録なし 約31万件、国記録なし・連合会記録あり 約14万件)については、平成24年2月28日の年金記録回復委員会において、突き合わせる記録が見つかっていない原因の確認作業を行うことを報告し、了承された。
- 確認作業の結果は、別紙1のとおり。

突き合わせる記録が見当たらないものの原因調査の結果（25年5月末時点の状況）

ケース	状況	件数	対応
国記録では基金期間の記録があるが、連合会には基金加入の記録がない (約31万件)	基金突合せの対象外 ・代行返上基金等の記録 ・脱退手当金支給済みのもの 等	約24万件（75%）	突合せ不要。ただし、記録整備が必要なものについては、代行返上時の記録整備の仕組み等により対応
	国記録に問題なし	約4万件（14%）	連合会において記録を創成
	国記録又は連合会記録に誤りあり ・基金番号の相違 ・基礎年金番号の相違 等	約1万件（4%）	国記録又は連合会記録を訂正した上で、突合せ作業を実施
	「国記録なし・連合会記録あり（14万件）」の中に突合せ対象が存在	約2万件（7%）	突合せ作業を実施
国記録では加入記録がないが、連合会には基金加入の記録がある (約14万件)	国記録又は連合会記録に誤りあり ・基金番号の相違 ・基金加入員か否かの記録の相違 ・基礎年金番号の相違 等	約10万件（68%）	国記録又は連合会記録を訂正した上で、突合せ作業を実施
	現時点では突合せ可能 ・平成21年に国記録送付後、現在までの間に、オンライン記録を基金加入期間に訂正済	約2万件（14%）	突合せ作業を実施
	基金突合せの対象外 ・死亡者 等	約1万件（7%）	突合せ希望者について突合せ作業を実施
	上記に該当しないもの	約1万件（10%）	ねんきんネットで当該連合会記録の有無を検索可能にする（26年3月予定）

[備考：代行返上基金に関する不整合記録の確認]

(1) 不整合記録の内容

- 基金突合せの対象外である代行返上基金の記録の中に、基金期間であるか代行返上済み期間であるかに関する記録が、国記録と連合会記録との間で一致しないものがある。

①国にも連合会にも移換されていないもの

既に代行返上した厚生年金基金の加入期間であるが、国記録上5種又は6種（基金加入期間）となっており、そうであれば当該期間に対応する記録は企業年金連合会に中途脱退記録として存在するはずであるが、連合会記録が存在しないもの

〔不一致の原因は、①基金から中途脱退し連合会に記録を移管する際に移換漏れ（=連合会の記録が誤り）②基金が代行返上した際に返上漏れ（=国記録が誤り）③事業主の届出漏れ 等が考えられる〕

②国と連合会に二重に移換されているもの

既に代行返上した厚生年金基金の加入期間について国記録上5H又は6H（代行返上された基金加入期間）となっている場合、その記録が正しければ、当該期間に対応する記録は企業年金連合会に記録が存在しないはずであるが、連合会に中途脱退記録が存在するもの（二重移換状態）

〔不一致の原因は、国と企業年金連合会へ誤って二重に記録移換したことであり、①連合会記録が正しい（誤って国に代行返上されている）②国記録が正しい（誤って連合会に中途脱退として移換されている）等が考えられる。〕

(2) 対応方針

- これらについては、連合会における中途脱退者の記録漏れ又は基金から連合会への中途脱退者の記録移管漏れである可能性があるため、まず、連合会及び代行返上後の企業年金基金に事実確認を行う（6月～8月に年金局を通じて実施予定）。
- その結果、①中途脱退者であることが確認された場合、今後、企業年金基金から連合会に記録移換を行った上で、連合会において記録を新たに創成することになるが、②確認できない場合は、代行部分についての最終的な給付責任を負う国記録として確定し、この記録に基づいた給付を行うことが適切であると考えられる。

(3) 中途脱退者であることが確認され今後新たに創成されることになる連合会記録と国記録との確認作業

- 今回の基金突合せ事業は、平成21年時点の国記録と厚年基金記録の不一致の有無を確認しており、その後に作成された記録については、今回の突合せ事業の対象とはされていない。
- しかしながら、上記(2)①の「代行返上基金の記録であるが、中途脱退者であることが確認されたために今後新たに創成されることになる連合会記録」についても、国記録との不一致の解消を図っていく必要がある。
- ただし、代行返上した基金については、今回の基金突合せ事業とは別に、代行返上時の国と基金との記録整備手順に従つて対応がされている。このため、これら中途脱退者の記録については、国記録との不一致の有無の確認作業を、今回の基金突合せ事業の中で行うのではなく、代行返上時の記録整備と同様の仕組みにより実施し、不一致の解消を図ることとする。

II 国記録情報（厚生年金基金期間）の定期的な基金への提供

1 方針

(1) 厚年基金の記録と国の保有する記録との不一致の再発防止のため、平成24年2月28日の年金記録回復委員会において「事業主から基金への届出誤りを基金が把握できるようにする等のため、当面の対策として事業主から機構への届出について、今後、機構から基金へ定期的に情報提供する仕組みを検討する。(平成26年度以降)」ことを報告し、了承された。

(2) その後、国において厚生年金基金制度の改正の検討が開始されたことから、25年度の記録問題工程表では「・厚生年金基金の記録と国の記録の不一致を防止するため、国の保有する基金加入員の記録に係る情報を、定期的に厚生年金基金に提供する仕組みについては、厚生年金基金制度の改正について議論がされていることから、その結果を踏まえ、検討する。」こととした。

(3) 今般、厚生年金基金制度の見直しに関する法律が国会で成立し、一部の厚生年金基金については、引き続き存続することが制度上可能となったことから、定期的情報提供を行うことが必要である。

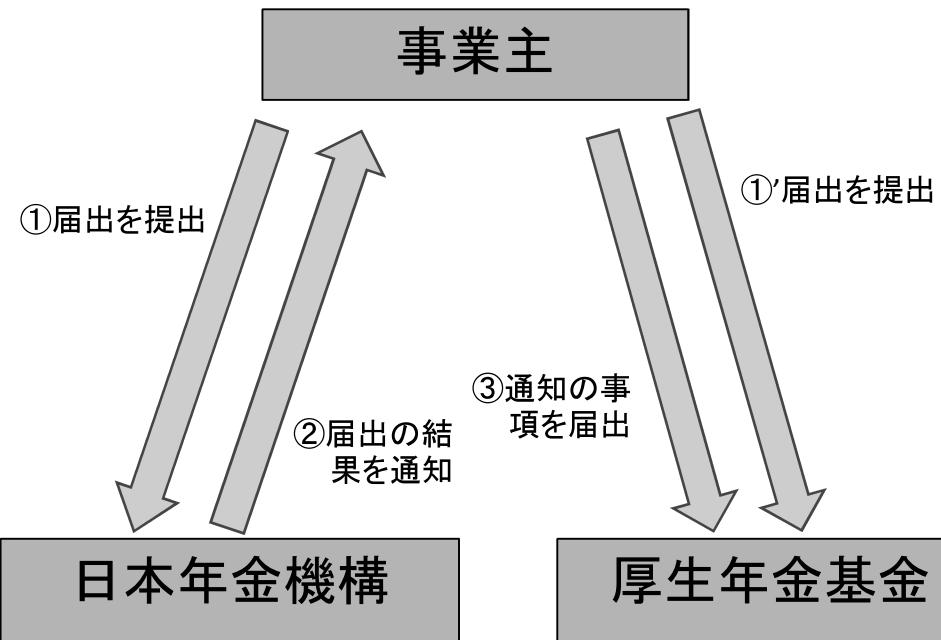
このように国記録を定期的に提供するためには、システム開発が必要であることから、平成25年度にシステム開発に着手し、平成26年度に定期的情報提供の事業を開始する方向で作業を進めていく。

2 具体的内容（別紙2参照）

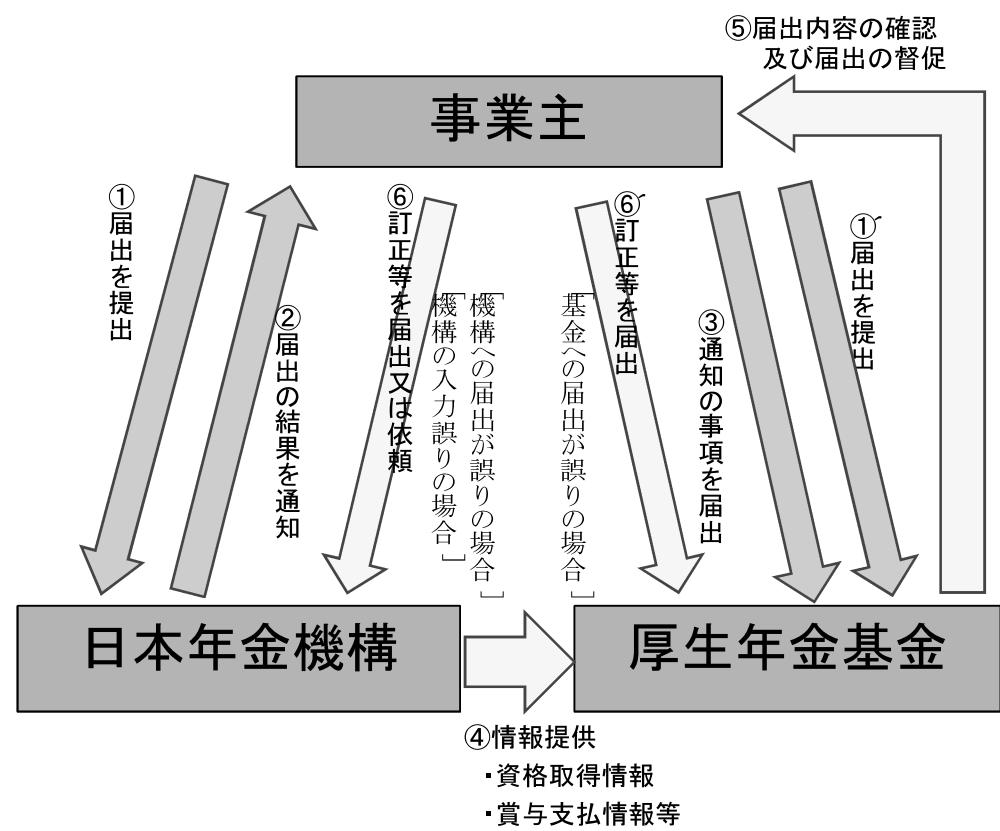
- (1) システム開発を行った上で、日本年金機構に提出された届書等に基づく記録の変分情報の抽出を行い、日本年金機構から各厚生年金基金へ定期的（半年に一度程度）に情報提供する仕組みを構築する。
- (2) 各厚生年金基金は、提供された情報をもとに事業所からの届出内容の確認を行い、届出漏れ・誤りが疑われる場合には事業所への照会及び基金に提出すべき届出の督促を行う。
- (3) 照会を受けた事業所は、日本年金機構（基金）への届出漏れ・誤りが判明した場合には必要な届出を行うとともに、日本年金機構（基金）の処理漏れ・誤りが疑われる場合には日本年金機構（基金）へ照会を行う。

不一致再発防止策（検討中のもの）

現行の事務処理



不一致再発防止策(案)



- ・例えば半年に1回変分情報の提供を行う。
- ・システム開発経費については、厚生労働省予算により行う。

参考資料

参考 1 国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて

参考 2 厚生年金基金と国の記録の突合せの課題（全体像）

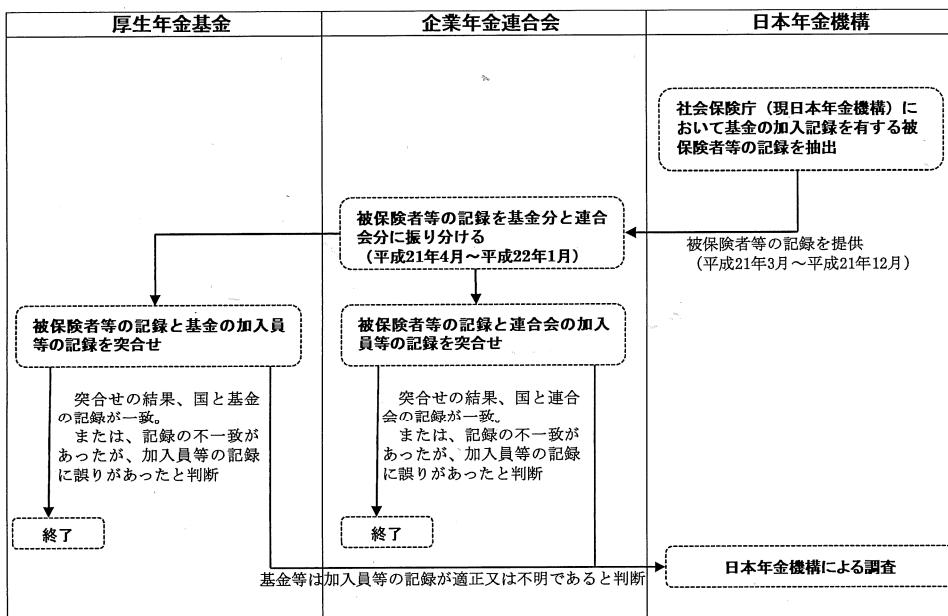
（平成 24 年 2 月 28 日 年金記録回復委員会資料）

国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて

<概要>

- 国の記録と厚生年金基金・企業年金連合会(以下、厚生年金基金等)の記録の双方の整合性を図るため、平成21年3月より社会保険庁(現日本年金機構)から厚生年金基金等に対して、被保険者等の記録の提供を行い、突合せを実施している。
- ・ 日本年金機構から記録の提供を受けた企業年金連合会は、企業年金連合会分と厚生年金基金分の仕分けを行い、厚生年金基金に対し、被保険者等の記録の提供を行う。(平成22年1月に完了)
- ・ 記録の提供を受けた厚生年金基金等においては、記録の突合せを行った結果、双方の記録が不一致の場合には、必要な調査・事業主等に対する確認等を行い、更に要すれば日本年金機構に対して調査依頼を行う。

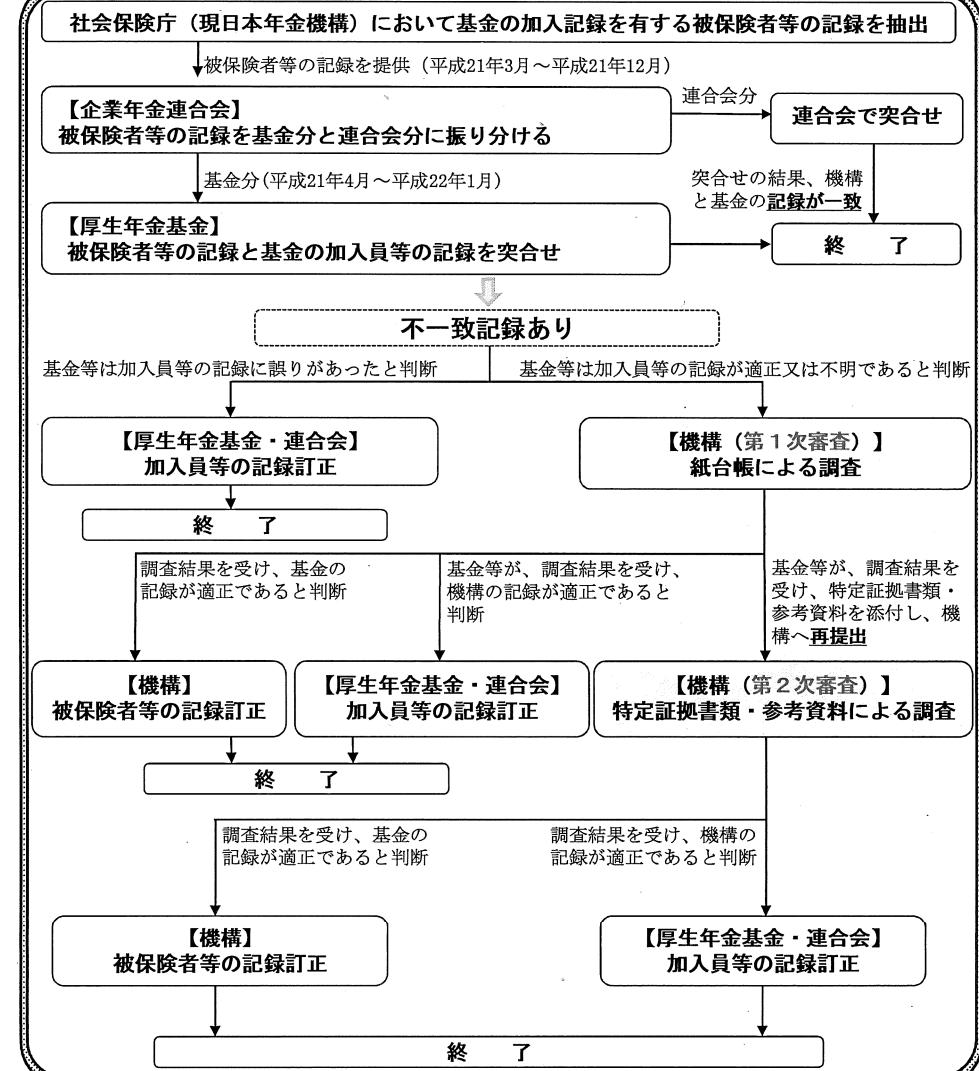
<参考：国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せ（概略図）>



(注1) 突合せ項目は、次の通り

①基礎年金番号、②氏名、③生年月日、④性別、⑤異動年月日、⑥種別、⑦異動原因(取得、月・算定・喪失)、⑧標準報酬月額及び標準賞与額

厚生年金基金等の記録と国の記録との突合せ（概略図）



(注1) 突合せ項目は、次の通り

①基礎年金番号、②氏名、③生年月日、④性別、⑤異動年月日、⑥種別、⑦異動原因(取得、月・算定・喪失)、⑧標準報酬月額及び標準賞与額

(注2)特定証拠書類は、次の通り

①厚生年金法第29条第1項に基づく写し(標準報酬の決定等)、②事業所の基金編入、脱退時の規約認可の写し、③基金の設立認可書の写し又は基金の設立に係る官報公告の写し

(注3)参考資料は、次の通り

①人事記録、②給与記録、③健康保険組合の被保険者記録、④雇用保険の被保険者記録、⑤事業所作成の厚生年金被保険者名簿

厚生年金基金と国の記録突合せの課題(全体像)

厚生年金基金代行部分が「二重給付による過払い」又は「不支給」となっている事案

D-①-イ 二重給付による過払い事案

〈国の給付〉

〈基金の給付〉

上乗せ部分
代行部分

本来の給付

厚生年金部分
基礎年金部分

一重給付のケース

上乗せ部分
代行部分

二重給付

D-①-ウ 不支給事案

〈国の給付〉

〈基金の給付〉

上乗せ部分
代行部分

本来の給付

厚生年金部分
基礎年金部分

不支給のケース

上乗せ部分
代行部分

給付なし

国と基金のいずれかに突き合わせる記録が見つかっていない事案

D-② 国又は基金記録がなく突合作業が進んでいない事案

【ケース1】国記録あり、基金(連合会)記録なし

〈国の記録〉

〈基金の記録〉

上乗せ部分
代行部分

(考えられる原因)

- ・基金番号違いにより誤って送付されている
- ・事業主から基金に届出がされていない
- ・該当者がすでに死亡している(突き合わせ対象外) 等

【ケース2】国記録なし、基金(連合会)記録あり

〈国の記録〉

〈基金の記録〉

上乗せ部分
代行部分

(考えられる原因)

- ・基金番号違いにより送付されていない
- ・種別相違により送付されていない 等

【今後の作業方針】

- ①上記の両ケースの事案については、死亡者を除く等の処理を行った上で、基金(連合会)から日本年金機構に送付し、機構において基金番号等の再確認等を行った上で再回付する。
- ②機構における作業を効率的に行うため、上記両ケースの主な原因を分析するためのサンプル調査を行う。

※サンプル調査の詳細について、年金局、機構、連合会で調整中。

代行返上に係る記録整理により、結果的に誤った国や基金の記録にあわせた事案

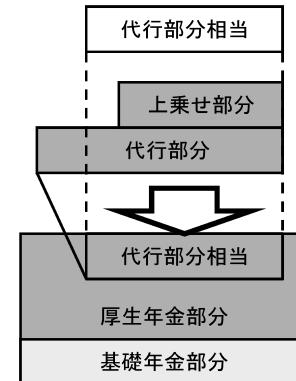
D-③ 代行返上後の記録の再整理

【代行返上時の記録整理】

〈国の記録〉

〈基金の記録〉

国記録が正として代行返上



【事案の概要】

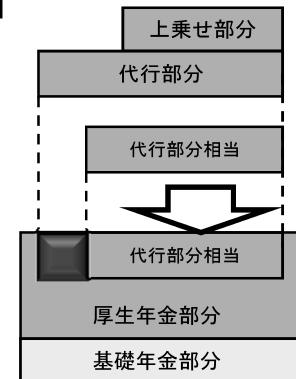
- ①厚生年金基金の代行返上は平成15年から開始。平成22年度末までで、828基金が代行返上を行っている。
- ②代行返上時には、国記録と基金記録の突合を行っていたが、代行返上当時のルールでは、基金側が添付できる資料の範囲が狭かつたため、結果的に誤った国や基金の記録にあわせたケースが生じている。

【代行返上後の再整理】

〈基金の記録〉

〈国の記録〉

基金記録が正として記録を再整理



※代行返上後に承継基金からの申請により記録の再整理(及びこれに伴う最低責任準備金の再精算)を行う仕組みがあり、平成23年8月現在で、211基金から申請があり記録の再整理を実施している。